

特別養護老人ホーム楽々楽館 サービス利用料金表 (1割)

【ユニット型介護福祉施設サービス費 (I)】

令和4年10月1日～

		要介護1					要介護2					要介護3					要介護4					要介護5				
介護サービス費		6,520					7,200					7,930					8,620					9,290				
加算①	日常生活継続支援加算 (II)	460																								
	看護体制加算 (I) □	40																								
	看護体制加算 (II) □	80																								
	夜勤職員配置加算 (IV) □	210																								
	個別機能訓練加算 (I)	120																								
	栄養マネジメント強化加算	110																								
	科学的介護推進体制加算 (II)	500/月																								
	※1 その他の加算	下記項目①～⑩に該当する方のみ加算となります。																								
加算②	※2 介護職員処遇改善加算 (8.3%)	627					684					744					802					857				
加算③	※3 介護職員等特定処遇改善加算 (2.7%)	204					222					242					261					279				
加算④	※4 介護職員等ベースアップ等支援加算 (1.6%)	121					132					143					155					165				
サービス費合計		8,509					9,275					10,096					10,875					11,628				
介護保険からの給付 (9割)		7,658					8,347					9,086					9,787					10,465				
サービス費自己負担額 (1割) (A)		851					928					1,010					1,088					1,163				
利用者負担段階		1段階	2段階	3段階①	3段階②	4段階	1段階	2段階	3段階①	3段階②	4段階	1段階	2段階	3段階①	3段階②	4段階	1段階	2段階	3段階①	3段階②	4段階	1段階	2段階	3段階①	3段階②	4段階
居住費 (B)		820	820	1,310	1,310	2,006	820	820	1,310	1,310	2,006	820	820	1,310	1,310	2,006	820	820	1,310	1,310	2,006	820	820	1,310	1,310	2,006
食事負担額 (C)		300	390	650	1,360	1,445	300	390	650	1,360	1,445	300	390	650	1,360	1,445	300	390	650	1,360	1,445	300	390	650	1,360	1,445
利用者負担額合計 (D) = A+B+C		1,971	2,061	2,811	3,521	4,302	2,048	2,138	2,888	3,598	4,379	2,130	2,220	2,970	3,680	4,461	2,208	2,298	3,048	3,758	4,539	2,283	2,373	3,123	3,833	4,614
一ヶ月あたりの利用料金 (E) = D*30日		59,130	61,830	84,330	105,630	129,060	61,440	64,140	86,640	107,940	131,370	63,900	66,600	89,100	110,400	133,830	66,240	68,940	91,440	112,740	136,170	68,490	71,190	93,690	114,990	138,420

※1 その他の加算 (該当する方のみ加算となります。)

- | | | |
|---------------------------|------------------------|------------------|
| ①入院・外泊時費用 246単位/日 | ⑤経口維持加算Ⅱ 100単位/月 | ⑨安全対策体制加算 20単位/回 |
| ②初期加算 30単位/日 (30日間) | ⑥療養食加算 6単位/回 | ⑩看取り介護加算 |
| ③経口移行加算 28単位/日 (180日間を限度) | ⑦若年性認知症入所者受入加算 120単位/日 | |
| ④経口維持加算Ⅰ 400単位/月 | ⑧褥瘡マネジメント加算 3単位/月 | |

※2 介護職員処遇改善加算について、介護サービス費+加算①の合計の8.3%と計算する為、「その他の加算」が追加される方については、加算後の金額の8.3%の金額となり、加算されます。
 ※3 介護職員等特定処遇改善加算について、介護サービス費+加算①の合計の2.7%と計算する為、「その他の加算」が追加される方については、加算後の金額の2.7%の金額となり、加算されます。
 ※4 介護職員等ベースアップ等支援加算について、介護サービス費+加算①の合計の1.6%と計算する為、「その他の加算」が追加される方については、加算後の金額の1.6%の金額となり、加算されます。

利用者負担段階とは 介護保険利用者の収入状況に応じて、第1段階～第4段階に区分されます。それぞれの利用者負担段階の対象者は次のようになります。

- | | |
|--|---|
| <p>【第1段階】・世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金または生活保護費を受給されている方</p> <p>【第3段階①】・世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額、合計所得金額及び非課税年金収入額の合計が年額80万円超120万円以下の方</p> <p>【第3段階②】・世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額、合計所得金額及び非課税年金収入額の合計が年額120万円超の方</p> | <p>【第2段階】・世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額、合計所得金額及び非課税年金収入額の合計が年額80万円以下の方</p> <p>【第4段階】・住民税課税世帯の方</p> |
|--|---|

特別養護老人ホーム楽々楽館 サービス利用料金表 (2割)

【ユニット型介護福祉施設サービス費 (I)】

令和4年10月1日～

		要介護1					要介護2					要介護3					要介護4					要介護5									
介護サービス費		6,520					7,200					7,930					8,620					9,290									
加算①	日常生活継続支援加算 (II)																										460				
	看護体制加算 (I) □																										40				
	看護体制加算 (II) □																										80				
	夜勤職員配置加算 (IV) □																										210				
	個別機能訓練加算 (I)																										120				
	栄養マネジメント強化加算																										110				
	科学的介護推進体制加算 (II)																										500/月				
	※1 その他の加算	下記項目①～⑩に該当する方のみ加算となります。																													
加算②	※2 介護職員処遇改善加算 (8.3%)	627					684					744					802					857									
加算③	※3 介護職員等特定処遇改善加算 (2.7%)	204					222					242					261					279									
加算④	※4 介護職員等ベースアップ等支援加算 (1.6%)	121					132					143					155					165									
サービス費合計		8,509					9,275					10,096					10,875					11,628									
介護保険からの給付 (8割)		6,807					7,420					8,076					8,700					9,302									
サービス費自己負担額 (2割) (A)		1,702					1,855					2,020					2,175					2,326									
利用者負担段階		1段階	2段階	3段階①	3段階②	4段階	1段階	2段階	3段階①	3段階②	4段階	1段階	2段階	3段階①	3段階②	4段階	1段階	2段階	3段階①	3段階②	4段階	1段階	2段階	3段階①	3段階②	4段階					
居住費 (B)		820	820	1,310	1,310	2,006	820	820	1,310	1,310	2,006	820	820	1,310	1,310	2,006	820	820	1,310	1,310	2,006	820	820	1,310	1,310	2,006					
食事負担額 (C)		300	390	650	1,360	1,445	300	390	650	1,360	1,445	300	390	650	1,360	1,445	300	390	650	1,360	1,445	300	390	650	1,360	1,445					
利用者負担額合計 (D) = A+B+C		2,822	2,912	3,662	4,372	5,153	2,975	3,065	3,815	4,525	5,306	3,140	3,230	3,980	4,690	5,471	3,295	3,385	4,135	4,845	5,626	3,446	3,536	4,286	4,996	5,777					
一ヶ月あたりの利用料金 (E) = D*30日		84,660	87,360	109,860	131,160	154,590	89,250	91,950	114,450	135,750	159,180	94,200	96,900	119,400	140,700	164,130	98,850	101,550	124,050	145,350	168,780	103,380	106,080	128,580	149,880	173,310					

※1 その他の加算 (該当する方のみ加算となります。)

- | | | |
|---------------------------|------------------------|------------------|
| ①入院・外泊時費用 246単位/日 | ⑤経口維持加算Ⅱ 100単位/月 | ⑨安全対策体制加算 20単位/回 |
| ②初期加算 30単位/日 (30日間) | ⑥療養食加算 6単位/回 | ⑩看取り介護加算 |
| ③経口移行加算 28単位/日 (180日間を限度) | ⑦若年性認知症入所者受入加算 120単位/日 | |
| ④経口維持加算Ⅰ 400単位/月 | ⑧褥瘡マネジメント加算 3単位/月 | |

※2 介護職員処遇改善加算について、介護サービス費+加算①の合計の8.3%と計算する為、「その他の加算」が追加される方については、加算後の金額の8.3%の金額となり、加算されます。
 ※3 介護職員等特定処遇改善加算について、介護サービス費+加算①の合計の2.7%と計算する為、「その他の加算」が追加される方については、加算後の金額の2.7%の金額となり、加算されます。
 ※4 介護職員等ベースアップ等支援加算について、介護サービス費+加算①の合計の1.6%と計算する為、「その他の加算」が追加される方については、加算後の金額の1.6%の金額となり、加算されます。

利用者負担段階とは 介護保険利用者の収入状況に応じて、第1段階～第4段階に区分されます。それぞれの利用者負担段階の対象者は次のようになります。

- | | |
|--|---|
| <p>【第1段階】・世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金または生活保護費を受給されている方</p> <p>【第3段階①】・世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額、合計所得金額及び非課税年金収入額の合計が年額80万円超120万円以下の方</p> <p>【第3段階②】・世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額、合計所得金額及び非課税年金収入額の合計が年額120万円超の方</p> | <p>【第2段階】・世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額、合計所得金額及び非課税年金収入額の合計が年額80万円以下の方</p> <p>【第4段階】・住民税課税世帯の方</p> |
|--|---|

特別養護老人ホーム楽々楽館 サービス利用料金表 (3割)

【ユニット型介護福祉施設サービス費 (I)】

令和4年10月1日～

		要介護1					要介護2					要介護3					要介護4					要介護5				
介護サービス費		6,520					7,200					7,930					8,620					9,290				
加算①	日常生活継続支援加算 (II)	460																								
	看護体制加算 (I) □	40																								
	看護体制加算 (II) □	80																								
	夜勤職員配置加算 (IV) □	210																								
	個別機能訓練加算 (I)	120																								
	栄養マネジメント強化加算	110																								
	科学的介護推進体制加算 (II)	500/月																								
	※1 その他の加算	下記項目①～⑩に該当する方のみ加算となります。																								
加算②	※2 介護職員処遇改善加算 (8.3%)	627					684					744					802					857				
加算③	※3 介護職員等特定処遇改善加算 (2.7%)	204					222					242					261					279				
加算④	※4 介護職員等ベースアップ等支援加算 (1.6%)	121					132					143					155					165				
サービス費合計		8,509					9,275					10,096					10,875					11,628				
介護保険からの給付 (7割)		5,956					6,492					7,067					7,612					8,139				
サービス費自己負担額 (3割) (A)		2,553					2,783					3,029					3,263					3,489				
利用者負担段階		1段階	2段階	3段階①	3段階②	4段階	1段階	2段階	3段階①	3段階②	4段階	1段階	2段階	3段階①	3段階②	4段階	1段階	2段階	3段階①	3段階②	4段階	1段階	2段階	3段階①	3段階②	4段階
居住費 (B)		820	820	1,310	1,310	2,006	820	820	1,310	1,310	2,006	820	820	1,310	1,310	2,006	820	820	1,310	1,310	2,006	820	820	1,310	1,310	2,006
食事負担額 (C)		300	390	650	1,360	1,445	300	390	650	1,360	1,445	300	390	650	1,360	1,445	300	390	650	1,360	1,445	300	390	650	1,360	1,445
利用者負担額合計 (D) = A+B+C		3,673	3,763	4,513	5,223	6,004	3,903	3,993	4,743	5,453	6,234	4,149	4,239	4,989	5,699	6,480	4,383	4,473	5,223	5,933	6,714	4,609	4,699	5,449	6,159	6,940
一ヶ月あたりの利用料金 (E) = D*30日		110,190	112,890	135,390	156,690	180,120	117,090	119,790	142,290	163,590	187,020	124,470	127,170	149,670	170,970	194,400	131,490	134,190	156,690	177,990	201,420	138,270	140,970	163,470	184,770	208,200

※1 その他の加算 (該当する方のみ加算となります。)

- | | | |
|---------------------------|------------------------|------------------|
| ①入院・外泊時費用 246単位/日 | ⑤経口維持加算Ⅱ 100単位/月 | ⑨安全対策体制加算 20単位/回 |
| ②初期加算 30単位/日 (30日間) | ⑥療養食加算 6単位/回 | ⑩看取り介護加算 |
| ③経口移行加算 28単位/日 (180日間を限度) | ⑦若年性認知症入所者受入加算 120単位/日 | |
| ④経口維持加算Ⅰ 400単位/月 | ⑧褥瘡マネジメント加算 3単位/月 | |

※2 介護職員処遇改善加算について、介護サービス費+加算①の合計の8.3%と計算する為、「その他の加算」が追加される方については、加算後の金額の8.3%の金額となり、加算されます。
 ※3 介護職員等特定処遇改善加算について、介護サービス費+加算①の合計の2.7%と計算する為、「その他の加算」が追加される方については、加算後の金額の2.7%の金額となり、加算されます。
 ※4 介護職員等ベースアップ等支援加算について、介護サービス費+加算①の合計の1.6%と計算する為、「その他の加算」が追加される方については、加算後の金額の1.6%の金額となり、加算されます。

利用者負担段階とは 介護保険利用者の収入状況に応じて、第1段階～第4段階に区分されます。それぞれの利用者負担段階の対象者は次のようになります。

- | | |
|--|---|
| <p>【第1段階】・世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金または生活保護費を受給されている方</p> <p>【第3段階①】・世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額、合計所得金額及び非課税年金収入額の合計が年額80万円超120万円以下の方</p> <p>【第3段階②】・世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額、合計所得金額及び非課税年金収入額の合計が年額120万円超の方</p> | <p>【第2段階】・世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額、合計所得金額及び非課税年金収入額の合計が年額80万円以下の方</p> <p>【第4段階】・住民税課税世帯の方</p> |
|--|---|